

# 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準案について

令和8年2月  
農林水産省大臣官房  
新事業・食品産業部

## 1 趣旨

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号。以下「改正法」という。）により、現行の技能実習制度に代わって育成就労制度が創設される。

改正法の施行（令和9年4月1日）に伴い、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号）で規定する全分野共通の基準に上乗せして、当該分野に特有の事情に鑑み、当該分野独自の基準を告示で定めることとされている。

今般、飲食料品製造業分野について、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材の育成及び確保を図るため、飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑み、育成就労の内容、育成就労を行わせる体制等に係る基準を定める必要がある。

## 2 概要

### （1）育成就労の内容の基準（第1条関係）

育成就労外国人を雇用しようとする育成就労実施者（受入れ企業）は、外国人と雇用契約前に、外国人に対して、将来の職務上の地位や賃金をはじめとする処遇の向上などのキャリアアッププランを書面などにして説明する必要がある。

### （2）育成就労を行わせる体制の基準（第2条関係）

育成就労実施者は、分野別協議会において整った事項に関する措置を講ずるとともに、必要な協力を行うこととする。

また、農林水産大臣またはその委託を受けた者が実施する、調査、意見の聴取などについても必要な協力を行うこととする。

### （3）育成就労を行わせる事業所の設備の基準（第3条関係）

飲食料品製造業分野として、雇用できる産業は、日本標準産業分類に定める産業のうち、以下の産業とする。

・食料品製造業、清涼飲料製造業、茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）、製氷業、食肉小売業（ただし、食料品製造を行うものに限る。）、総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）、食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）、菓子小売業（製造小売）、パン小売業（製造小売）、豆腐、かまぼこ等加工食品小売業（ただし、豆腐、かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る）

## 3 スケジュール

公布 令和8年4月中旬（予定）

施行 令和9年4月1日（改正法の施行の日）